令和元年７月１日
尼崎市環境審議会
資料２

尼崎市一般廃棄物処理基本計画の策定について

１　一般廃棄物処理基本計画について

・一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」）第６条第１項の規定に基づき定める法定計画です。

・一般廃棄物処理基本計画では、廃棄物処理法の目的である「生活環境の保全と環境衛生の向上」を図るため、市区域内のごみ（一般廃棄物）の発生抑制及び減量化・再生利用の推進並びに発生から収集運搬、中間処理及び最終処分に至るまでの適正な処理を行うために必要な基本的事項を定めます。

・本市では、平成 23 年 3 月に「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会と低炭素社会の両立に向け、ごみの発生・排出を減らすことを最優先として数値目標を定め、市民・事業者・行政の 3 者が協働してごみの減量・資源化に取組んできました。

２　計画策定の背景

（１）国際的な動向

平成 27 年 9 月には国連において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、国際社会共通の目標として、食品ロスの削減や海洋ごみ対策などの環境問題を含む「持続可能な開発目標（SDGs)」が定められました。

（２）国の動向

ア　法改正

（ア）廃棄物処理法

現行計画の策定以降、度重なる改正が行われており、3R の推進だけでなく、災害廃棄物対策や地球温暖化対策、廃水銀対策等の観点が追加、強化されています。

（イ）食品ロスの削減の推進に関する法律

「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年５月に成立し、国民、事業者に食品ロス削減努力を求めるとともに、市町村の食品ロス削減推進計画の策定が求められることとなります。

イ　国の計画等

（ア）第４次循環型社会形成推進基本計画

平成 30 年 6 月に「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げています。

（イ）プラスチック資源循環戦略

第 4 次循環型社会形成推進基本計画に基づき、海洋プラスチックごみ問題や地球温暖化等の幅広い課題に対応するため、「プラスチック資源循環戦略」が令和元年 5 月に策定されました。

（３）兵庫県の動向

・平成 30 年 8 月に「兵庫県廃棄物処理計画」が策定されました。

・同計画において廃棄物の排出量等の削減目標値を設定し、家庭系では食品ロスの削減や古紙の再生利用、事業系では紙ごみの分別、食品ロスの削減などの取り組みを進めることとしています。

（４）尼崎市の動向

ア　尼崎市総合計画

・本市のまちづくりの基本的な方向性を示す「尼崎市総合計画」を平成 25 年 3 月（後期計画は平成 29 年 12 月）に策定しています。

・同計画において、「ありたいまち」の実現に向けた環境保全・創造に関する施策として、市民・事業者・行政が一体となって、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、生活環境の保全、生物多様性の保全等に取り組み、良好な環境や限りある資源を享受できるまち、「環境と共生する持続可能なまち」を目指すこととしています。

イ　尼崎市環境基本計画

・尼崎市の環境をまもる条例に基づく「良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」として、平成 26 年 3 月に策定しています。

・同計画では、「循環型社会の形成」を目標の 1 つとしており、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）を推進することにより環境負荷を低減することとしています。

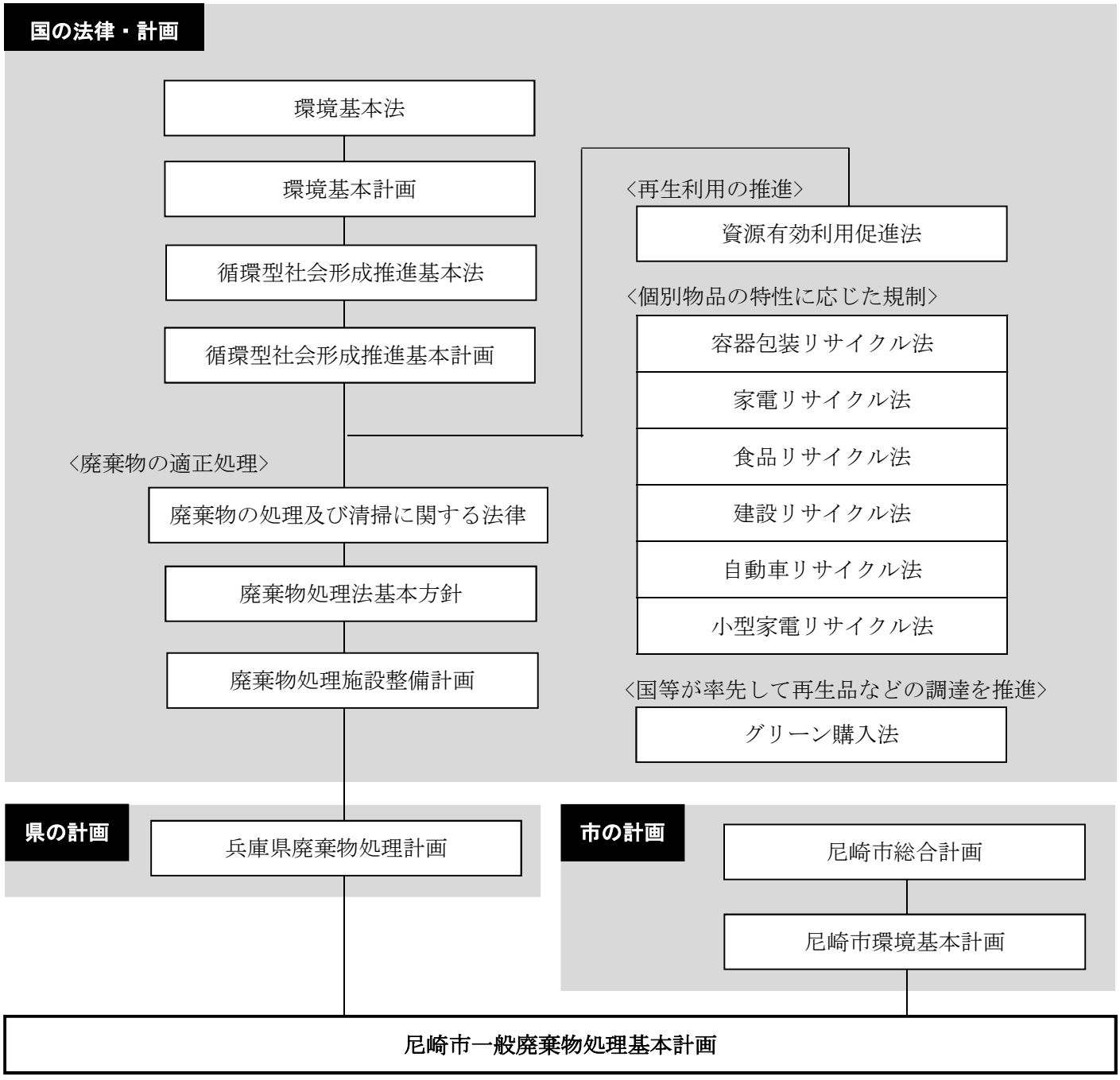

※ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月）を基に作成

図-1　尼崎市一般廃棄物処理基本計画と他の計画等との関係

（５）計画改定の必要性

現行の計画は令和 2 年度をもって計画期間が終了となることから、廃棄物を取り巻く社会情勢の変化、本市のごみ処理状況等を踏まえた新たな一般廃棄物処理基本計画を策定する必要があります。

３　現行の尼崎市一般廃棄物処理基本計画（平成 23 年 3 月策定）

（１）目標年度

平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間

（２）基本理念及び基本方針

基本理念：「循環型社会」と「低炭素社会」を両立した効率的かつ持続可能なごみ処理システムの構築

基本方針：①ごみの発生・排出の抑制
②経済的かつ効率的な処理体制の構築
③環境負荷の抑制
④さらなる資源循環の推進
⑤市民・事業者・行政との協働体制の確立

（３）減量目標

ア　目指すもの

・現在、本市ではクリーンセンター第 1 工場と第 2 工場で燃やすごみ等の焼却処理を行っていますが、第 1 工場は令和 7 年度に耐用年数を迎えます。

・令和 7 年度までに平成 21 年度比で約 16%（約 25,000ｔ）のごみを削減することで、第 2 工場のみでの処理が可能となり、第 1 工場を建て替えずに廃止することができます。

イ　目標値

令和 7 年度に第 2 工場のみで処理できる量まで減量を進めるため、計画最終年度である令和 2 年度の目標を以下のとおり定めました。

①家庭から排出される「燃やすごみ」量を平成 21 年度 520g/人・日から 480g/人・日まで 8%減らします。
②事業系ごみを平成 21 年度より 10%減らします。（58,525ｔ⇒52,672ｔ）
③焼却対象量を平成 21 年度より 11%減らします。（154,395ｔ⇒136,299ｔ）

（４）ごみ減量に向けた取り組み

・平成 25 年度から「燃やすごみ」の収集回数を週 3 回から週 2 回に減らすとともに、「紙類・衣類」の収集回数を月 2 回から週 1 回に増やすことで、「燃やすごみ」に混入しやすい紙資源の再資源化の促進を図りました。

・その他にも、ごみの減量化に向けて様々な取り組みを行っています。

表-1　主な取り組み例

取組	概要
生ごみたい肥化講習会	生ごみをたい肥として再資源化する方法を紹介する。
マイバッグ運動	レジ袋を削減するため買物袋の持参を促す。
子どもごみマイスター制度	ごみの減量・リサイクルへの関心をもつきっかけを作る。
さわやか指導員	ごみ減量・リサイクル、ごみ出しのマナーの向上を図るため、指導・啓発を行う者を各地域に配置している。
ごみ分別アプリの配信	市民のごみ出しをサポートするため、スマートフォンのアプリを活用して出し忘れ防止アラート、ごみの種類ごとの出し方・料金などの情報を提供している。

４　尼崎市のごみの現状

（１）ごみの処理方法について

本市における家庭系ごみの処理方法を表-2、事業系ごみの処理方法を表-3 に示します。

表-2　家庭系ごみの処理方法

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">排出方法</th><th colspan="2">収集運搬</th><th rowspan="2">処分</th></tr>
<tr><th>収集方法</th><th>収集回数</th></tr>
<tr><td rowspan="8">市が収集するごみ</td><td>燃やすごみ</td><td>指定袋</td><td rowspan="4">各戸収集
（無料）</td><td>週２回</td><td>クリーンセンターで焼却</td></tr>
<tr><td>びん・缶・ペットボトル</td><td>指定袋</td><td>週１回</td><td>資源リサイクルセンターで選別し再資源化</td></tr>
<tr><td>紙類・衣類</td><td>紙類：紙袋など
衣類：指定袋</td><td>週１回</td><td>資源回収業者等で再資源化</td></tr>
<tr><td>金属製小型ごみ</td><td>指定袋には入れない</td><td>月１回</td><td rowspan="3">資源リサイクルセンターで破砕・選別し再資源化
（再資源化できないものは焼却）</td></tr>
<tr><td>大型ごみ</td><td>指定なし</td><td colspan="2" rowspan="3">申込みによりそのつど収集（有料）</td></tr>
<tr><td>臨時ごみ</td><td>指定なし</td></tr>
<tr><td>犬・猫などの死体</td><td>指定なし</td><td>クリーンセンターで焼却</td></tr>
<tr><td colspan="2">持ち込みごみ</td><td>―</td><td colspan="2">自己搬入（有料）</td><td>クリーンセンターで焼却又は資源リサイクルセンターで破砕・選別し再資源化</td></tr>
<tr><td colspan="2">集団回収
（紙類・布類・缶類・ビン類）</td><td colspan="3">―</td><td>資源回収業者等で再資源化</td></tr>
</table>

表-3　事業系ごみの処理方法

区分	収集運搬	処分
一般廃棄物	一般廃棄物 収集運搬業者 又は 自己搬入	クリーンセンターで焼却
びん・缶・ペットボトル※		資源リサイクルセンターで選別し再資源化（再資源化できないものは焼却）
紙類 （資源化可能なもの）	資源回収業者等	資源回収業者等で再資源化
動物の死体 （実験動物の死体）	一般廃棄物 収集運搬業者	一般廃棄物処分業者で焼却

※　従業員の飲食により発生したもの等のうち、家庭系のルールに従い分別されたもの

（２）処理施設

・現在、クリーンセンター第 1 工場と第 2 工場の２つの焼却施設で燃やすごみ等の焼却処理を行っています。また、資源リサイクルセンターでは、びん・缶・ペットボトルの選別と、大型ごみ等の破砕処理を行っています。各施設の処理能力を表-4 に示します。

・焼却施設については、令和 7 年度に第 1 工場を廃止し、以降は第 2 工場の 1 施設体制での処理を予定しています。

・また、第 2 工場と資源リサイクルセンターは、令和 12 年度にそれぞれ稼働後 25 年、35 年を迎えるため、老朽化に伴う施設の更新を予定しています。

表-4　各施設の処理能力

施設の種類	施設名	能力	竣工年
焼却	クリーンセンター第 1 工場 第 2 機械炉 2 号炉	150t/日×1 基	平成 12 年
	クリーンセンター第 2 工場	240t/日×2 基	平成 17 年
破砕	資源リサイクルセンター	70t/5h	平成 7 年
選別		70t/5h	

（３）ごみ排出量の推移

・本市の家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量の推移は図-2 のとおりです。

・平成 30 年度のごみ総排出量は、現行計画の基準年である平成 21 年度と比較して約 11.2%（約 19,766ｔ）の減量となっています。

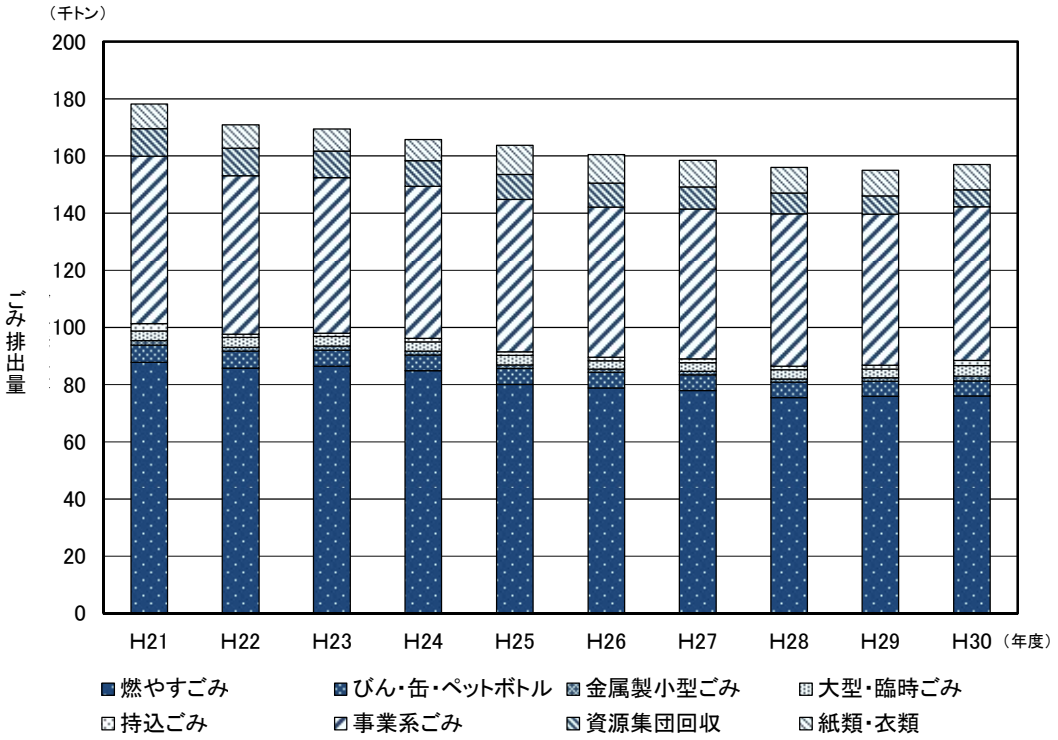

図-2　ごみ排出量の推移

（４）現行計画に定める目標達成状況

現行計画に定める減量目標の達成状況及び推移を以下に示します。

表-5　現行計画の目標達成状況

目標	基準年度 (H21)	中間年度 (H27)	目標年度 (R02)	現状 (H30)
１人１日あたりの 燃やすごみ量	520ｇ	471ｇ	480ｇ	462ｇ
事業系ごみ量	58,525ｔ	52,432ｔ	52,672ｔ	53,750ｔ
焼却対象ごみ量	154,395ｔ	137,473ｔ	136,299ｔ	136,907ｔ

ア　１人１日あたりの燃やすごみ量

１人１日あたりの燃やすごみ量は、平成 25 年 4 月の収集回数の変更等により減量が進み、平成 27 年度には令和 2 年度の目標値を既に達成していますが、平成 28 年度以降は横ばい傾向にあります。

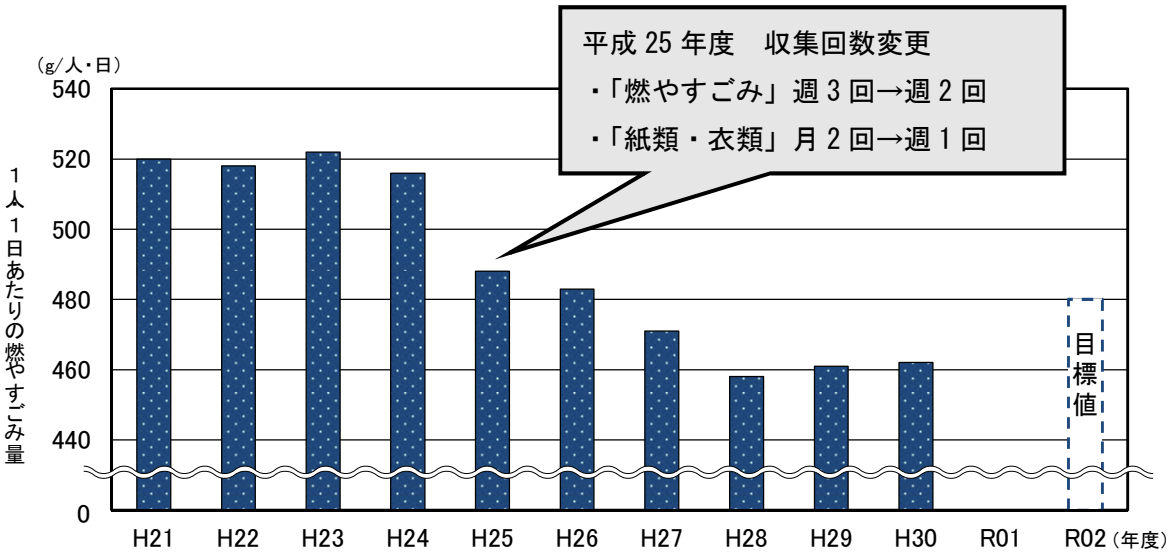

図-3　１人１日あたりの燃やすごみ量の推移

イ　事業系ごみ量

事業系ごみ量は、平成 30 年度の排出量は基準年である平成 21 年度と比較すると約 8.2%（約 4,775ｔ）の減量となっていますが、平成 24 年度以降は横ばい傾向にあります。

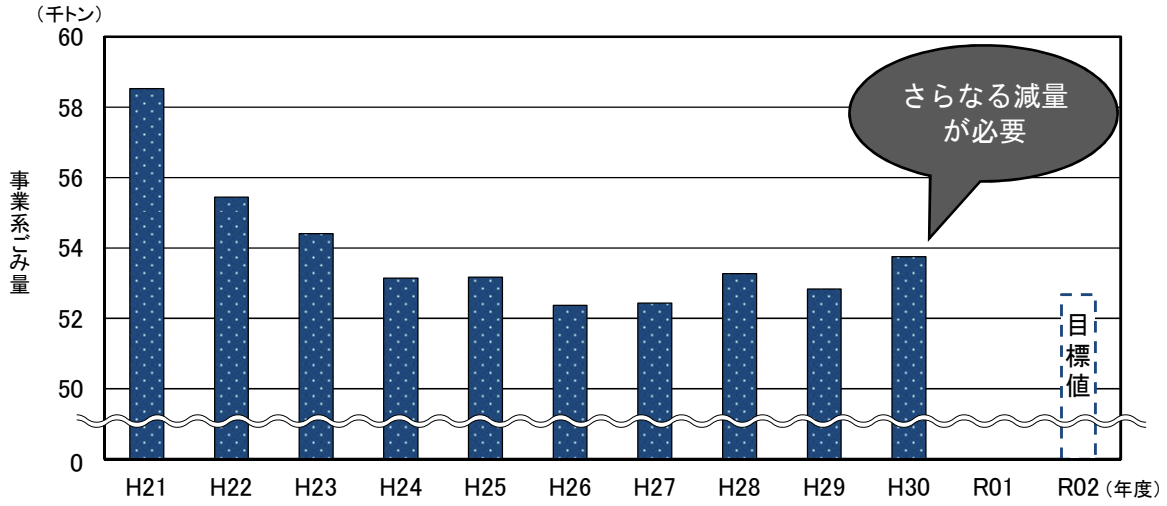

図-4　事業系ごみ量の推移

ウ　焼却対象ごみ量

家庭系ごみ及び事業系ごみの減量に伴い、平成 30 年度の焼却対象ごみ量も基準年である平成 21 年度と比較すると約 11.3%（約 17,488ｔ）の減量となり、目標達成間近まで減量が進んでおります。

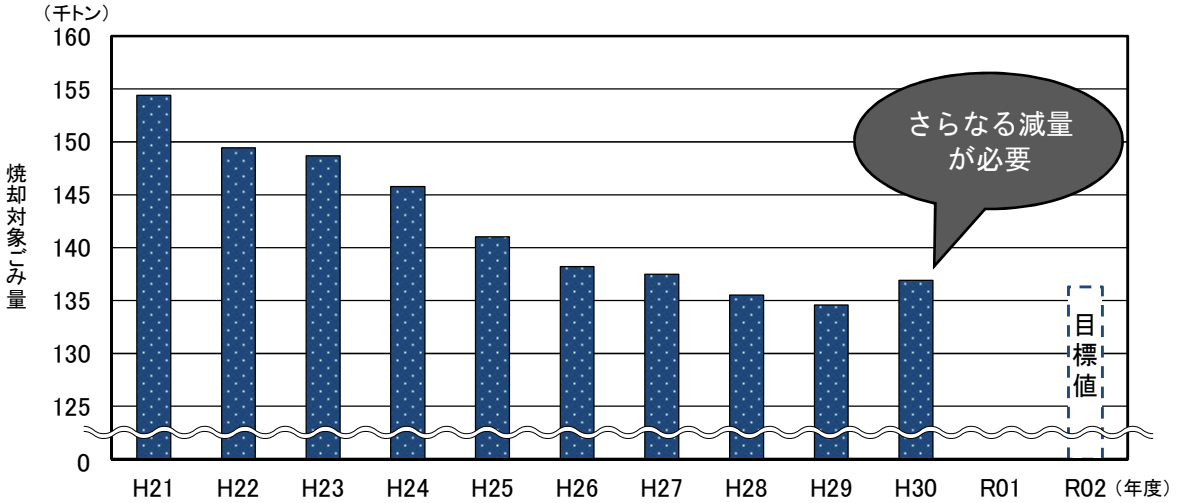

図-5　焼却対象ごみ量の推移

５　新たな尼崎市一般廃棄物処理基本計画について

（１）計画期間

令和 3 年度から令和 12 年度の 10 年間とし、令和 7 年度を中間目標年度とします。

（２）基本理念及び基本方針

計画策定にあたり、新たな基本理念及び基本方針を検討します。

（３）新たな計画において対応すべき課題

ア　さらなるごみの減量化

・今後、クリーンセンター第 1 工場を廃止し、第 2 工場の 1 施設体制で焼却処理を行うためには、令和 7 年度までに焼却対象ごみ量を約 129,000 t /年まで削減（平成 30 年度実績から約 7,900t 削減）する必要があります。（図-6 参照）

・また、新たなごみ処理施設の整備にあたっては、施設規模の縮小化を図るため、一層のごみの減量化を進める必要があります。

イ　関連計画等との整合

・国の計画等においては、食品ロス削減や海洋プラスチックごみ対策などの取り組みを進めることとしています。

・計画の策定にあたっては、国・県の計画並びに本市の総合計画及びその他関連計画を反映させる必要があります。

ウ　社会環境の変化への対応

・今後の 10 年間においては、高齢人口や外国人労働者の増加などが予想され、長期的に取り組むべき社会環境の変化への対応策についても検討する必要があります。

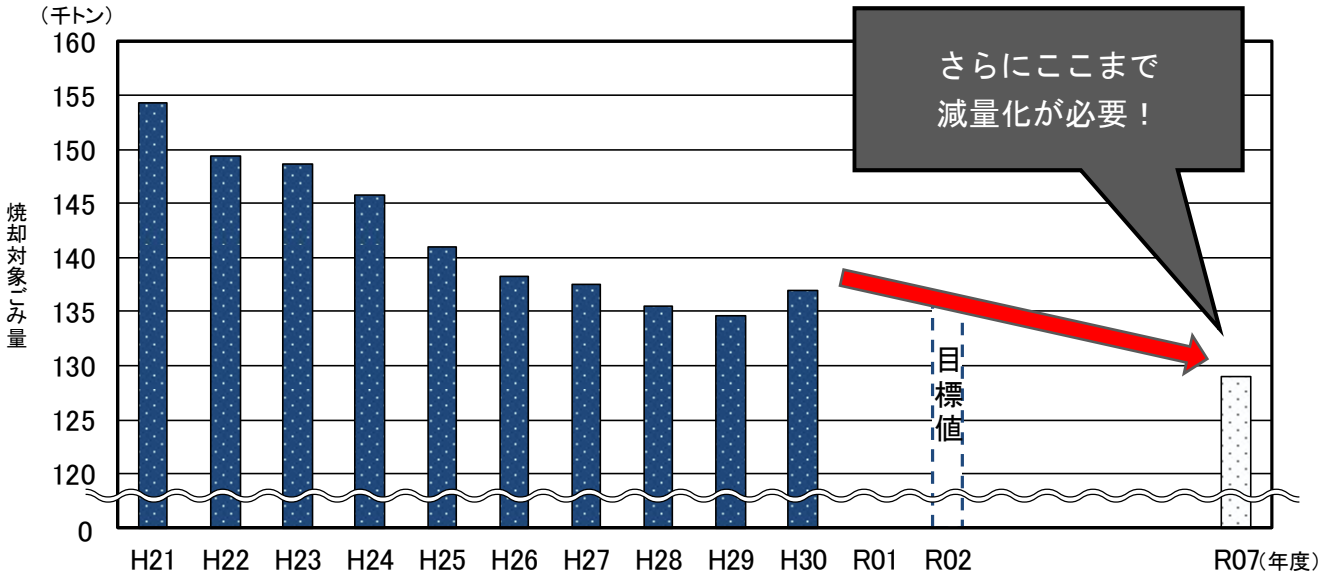

図-6　焼却対象ごみ量の推移②

６　計画策定体制・スケジュール（案）

計画の策定にあたっては、環境審議会及び策定部会で内容を検討します。また、市民・事業者に対して意見聴取を実施し、その結果を計画内容に反映させます。

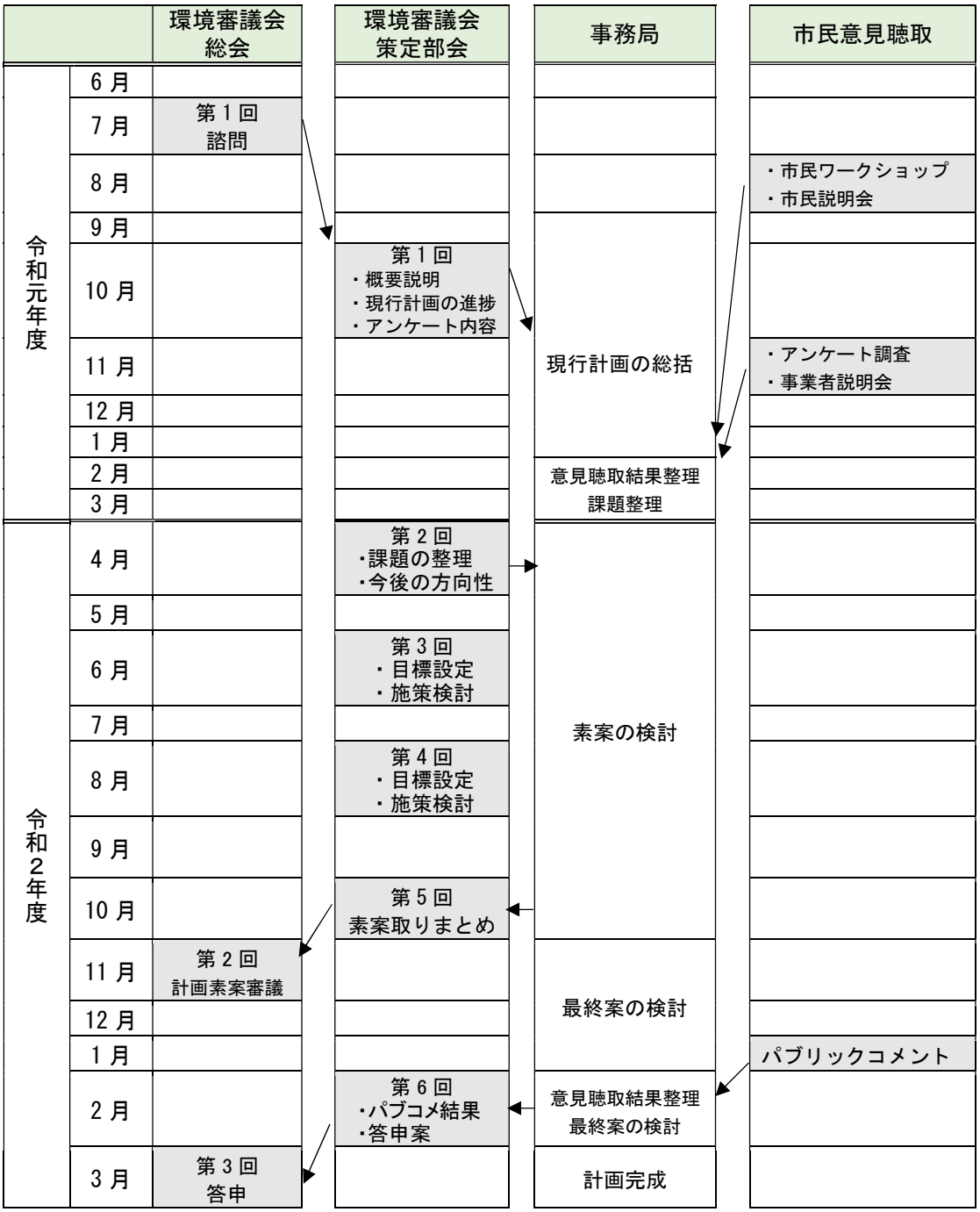

以　上